

# 協議会だより

Vol. 71 (2024年10月3日発行)

長野県農業農村多面的機能発揮促進協議会

## 棚田

協議会だよりをご覧の皆様は、「棚田」の定義をご存知ですか？令和元年に制定された「棚田地域振興法」によれば、「傾斜地に階段状に設けられた田」とされていて、整形か不整形かは特に関係しません。

棚田は、一般的には20分の1以上の傾斜地にある田を言い、雨水の保水・貯留による洪水防止、水源のかん養、多様な動植物の生息空間、美しい景観の提供など様々な役割を果たしていますが、棚田を耕作する農家の減少や高齢化により、荒廃の危機に直面しています。

今月17日(木)、18日(金)の2日間、上田市で第29回全国棚田(千枚田)サミットが開催されます(参加者募集は既に締め切られています)。2日目の現地研修会では、長野県を代表する「稲倉の棚田(上田市)」と「姨捨の棚田(千曲市)」が見学コースに組み込まれています。

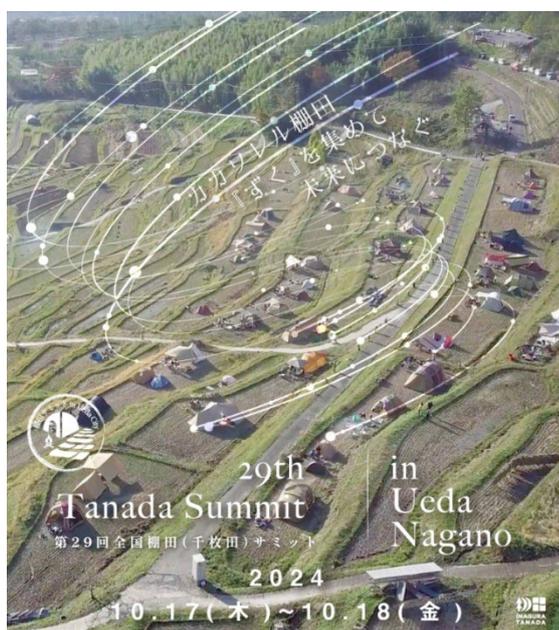
澄み渡る秋空のもと広がる棚田、ドライブの途中でそんな風景に出会ったらちょっと立ち止まり、しばらく棚田を愛で、その風景の裏側に思いを馳せてみてはいかがでしょうか。

さて、今回の協議会だよりは、「自由研削といしの取替え等の業務に係る特別教育」について、お届けします。

水路の目地補修やひび割れ補修を本格的に行う場合、ディスクグラインダーでシーリング材の注入部分をあらかじめU字にカットします。一般の活動組織にとっては、専用機材の調達や操作の慣れなど難しい面もありますが、シーリング材を確実に注入することができ、接着型テープを使用する被覆工法より低コストで漏水防止ができるなど利点もあります。ただし、ディスクグラインダーのといし(砥石)交換や試運転には、労働安全衛生法及び労働安全衛生規則に定められた特別教育を受講する必要があります。

昨年度までの技術研修会では、協力業者さんをお願いして目地補修の試験施工を行っていただきましたが、今年度は協議会事務局職員自ら試験施工を行うこととしたため、8月30日、中野市にある中野地域職業訓練センターで開催された特別教育を協議会職員2名が受講いたしました。

今号では、その特別教育の様子をお伝えします。



## ディスクグラインダー

ディスクグラインダーは、電気を動力源とする電動工具の一種で、コード式(AC電源)と充電式(充電電池)の2種類に分かれており、それぞれ以下の特長があります。

	外観(例)	使用場所	取り回し	連続作業	価 格
コード式 (AC電源)		△ (電源が必要)	△ (コードが邪魔)	○	○
充電式 (充電電池)	 充電電池	○	○	△ (電池切れ)	△

## 自由研削といしの取替え等の業務に係る特別教育

研削といし(砥石)とは、いわゆるグラインダーのことで、ディスク(円盤)状のといしを回転させて金属やコンクリートなどを削る機械です。

研削といしは大きく2つに分かれていて、比較的小型で持ち運びができ、工具か材料のどちらかが固定されていない(自由に扱える)ものを「自由研削といし」と呼び、金属加工の工場などで使われる平面研削盤など、主に据え置き型で材料も設備も固定されているものを「機械研削といし」と呼びます。水路の目地補修で使用するディスクグラインダーは、「自由研削といし」になります。

研削といしは、その取り扱いを誤ると作業中に「といし」が破壊し、重大な災害につながる恐れがあるため、作業員は「といし」の危険性を十分認識し、安全に取り扱うことのできる知識と技術を有している必要があります。そのため、事業者が研削といしの取替えまたは取替え時の試運転の業務に作業員を就かせる時は、作業員に特別な教育を受けさせなければならないと規定しており、それが「自由研削といしの取替え等の業務に係る特別教育」です(労働安全衛生法第59条第3項及び労働安全衛生規則第36条第1号(安全衛生特別教育規程第2条))。

今年度の当協議会の技術研修会において、事務局職員自らディスクグラインダーを使って試験施工を行う予定であることから、この特別教育を受講いたしました。

以下は、この8月30日に中野地域職業訓練センター(中野市大字中野1457番地1)で行われた特別教育の概要です。

1. 受講資格 受講資格は特にありません。
2. 受講費用 会員:9,570円(受講料8,250円、テキスト1,320円)  
会員以外:11,220円(受講料9,900円、テキスト1,320円)

ここでいう会員とは、特別教育を実施している「一般社団法人 中野労働基準協会」の会員を指し、当協議会は会員以外となります。

なお、この特別教育は、県内の各地域にある労働基準協会のほか、「一般財団法人 中小建設業特別教育協会」などでも行っています。詳しくはそれぞれのホームページをご覧ください。直接お問い合わせください。なお、特別教育の学科のみをインターネットで受けることもできます。

### 3. カリキュラム

カリキュラムは、安全衛生特別教育規程第2条に規定されており、下表のとおりです。

時 間		講 習 科 目
9:00 ~ 10:00	1h	関係法令
10:00 ~ 12:00	2h	自由研削用研削盤、自由研削用といし、取付け具等に関する知識
13:00 ~ 14:00	1h	自由研削用といしの取付け方法及び試運転の方法に関する知識
14:00 ~ 16:00	2h	【実技】自由研削用といしの取付け方法及び試運転の方法
16:00 ~		修了テスト
16:30 ~		修了証の交付

### 4. 持ち物

- (1) 受講票、筆記用具(鉛筆、消しゴム等)、手袋(実技で使用)
- (2) 昼食・・・当日、弁当(540円)の斡旋あり
- \*テキストは当日渡し

### 5. 講師・受講生

講師は、ポリテクセンター長野の職員の方でした。受講生は約 50名で、20~30歳代の方が多いように見受けられました。



### 6. 特別教育の実際

#### (1) 講義

午前3時間、午後1時間、テキストにそって講義が行われました。

労働安全衛生規則では、研削といしの直径が50ミリメートル以上の場合、「覆い」を設けなければならないこと、作業の開始前には1分間以上、研削といしを取り替えた時には3分間以上試運転をしなければならないこと、また、「最高使用周速度」を超えて使用してはならないことなどを学びました。



関係法令の後には、自由研削といしの基礎から専門的な事柄まで、要点を絞って講義が行われました。これまでディスクグラインダーを扱ったことのない者にとって馴染みのない用語に戸惑い、講義についていくのに苦労しました。

(2) 実技

研削といしの取り付けでは、バランス(平衡度)の良し悪しが大きな問題となります。バランスが悪ければ、振動が発生したり研削といしが片減りしたり、加工物の仕上げ精度に影響します。振動が激しい場合は、研削といしが破壊し、思わぬ事故につながります。

実技では、卓上用の両頭グラインダーを使って、研削といしのバランス調整を行いました。2つあるバランスウェイトを動かして複数回補正し、調整します。



(3) 修了テスト

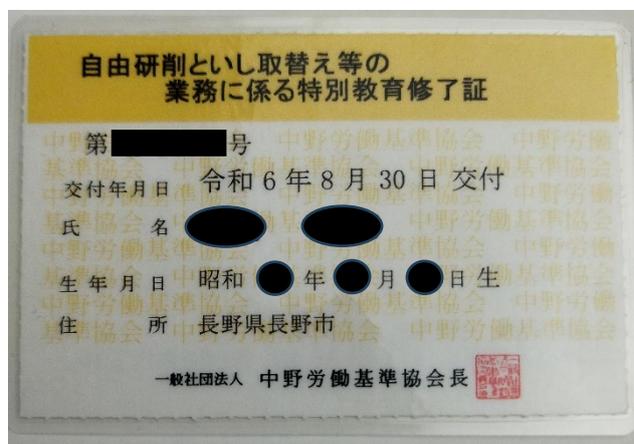
実技終了後、修了テストが行われます。修了テストは〇×式でおよそ30問、60点以上で合格となります。修了テストではテキスト等を見ることはできませんが、講義中の講師からのアドバイスや実技の合間に配られる練習問題(解答も同時に配布)で傾向をつかむことができます。

今回の特別教育では、受講生全員が合格しました(答案用紙は返却されません)。

(4) 特別教育修了証

修了テストの解答を全員提出し終わってしばらくして修了証が交付されました。

修了証に記載された氏名、生年月日、住所(市町村まで)を確認し、誤りがなければ解散となります。



## 7. まとめ

この特別教育は、自由研削といし用研削盤(グラインダー)の各機種に共通する内容がメインであり、水路の目地補修で使用するディスクグラインダーに特化したものではありませんでした。

しかしながら、高速で回転する研削といしの危険性や正しい取付け(取替え)の重要性を確認し、ひとたび事故が発生した場合には重篤化する恐れがあることを認識することができました。

活動組織自らディスクグラインダーを使って水路の目地補修を行う場合は、特別教育の受講と安全管理の徹底にご配慮をお願いします。

## Q&amp;A(協議会に寄せられた質問)

Q. 質問	A. 回答
<p>活動組織でスマートフォンを購入して利用したいが、その費用は交付金の対象となるか？</p> 	<p>スマートフォンの購入、利用に要する費用は、交付金の対象になると考えますが、購入にあたっては、その必要性、使用頻度等を十分考慮し、借り上げとの比較検討が必要です。</p> <p>スマートフォンの目的外使用は、交付金の返還になるため、利用状況が分かるよう使用簿、活動記録等を整備するとともに、備品台帳に規格・機種、取得年月日、取得金額、保管場所等を記載する必要があります。</p>
<p>複数の活動組織が合併して広域化する場合、資源向上(共同)の交付単価はどう適用すればよいか？</p> 	<p>合併により広域化する場合、基本的には合併前の各組織の活動要件が継承されるものと考えます。そのため、資源向上(共同)の交付単価は、広域協定を締結する構成組織(集落)単位で区分し、合併前の活動要件に照らして交付単価を決めますが、広域活動組織で資源向上(長寿命化)に取り組む場合は、75%単価が適用されます。</p> <p>なお、資源向上(長寿命化)の交付単価については、広域活動組織の場合、直営施工の有無にかかわらず一律ですのでご注意ください。</p>

## 協議会から

協議会は、多面的機能支払事業に関する質問、相談をお受けしていますので、お気軽にお問い合わせください。

■問い合わせ先  
長野県農業農村多面的機能発揮促進協議会  
担当: 小田切  
TEL 026-219-6351 FAX 026-219-6352  
Eメール nagano-tamenteki@wonder.ocn.ne.jp  
URL <http://www.nagano-nouchimizu.net/>